

重点支援 交付金

羽幌町の物価高騰支援事業のお知らせです

食料品・燃料等の物価高騰の影響を受けている町民の皆さん（事業者）に対し、国の重点支援地方交付金を活用した「物価高騰支援事業」を実施します。全町民が対象のものや特定の基準に該当する場合など、各事業の概要をお知らせします。

その1【消費活性化対策事業】

基準日時点で羽幌町に住所を有する全町民に、町内で使用できるクーポン券を配布します。

◇クーポン券：1人あたり1万円相当分

◇基準日：令和8年2月6日

◇配布時期：2月上旬予定

【問：商工観光課 68-7007】

その2【水道使用料基本料金減免事業】

家庭用及び事業者が使用する各区分の水道使用料及び簡易水道使用料の基本料金を減免します。

◇減免期間：令和8年2月分～7月分

◇減免方法：減免期間中は基本料金分の口座引取りや納付書の交付（請求）が行われません。

【問：上下水道課 68-7006】

その3【未就学児子育て支援事業】

基準日時点で羽幌町に住所を有する0歳から6歳までの未就学児※を養育する世帯に対し、1人あたり1万円の支援金を支給します。

◇基準日：令和8年1月1日

◇支給時期：令和8年3月予定

※3月末迄の出生児も対象 【問：福祉課 68-7004】

その4【学校給食費負担軽減事業】

令和7年度分及び8年度分の学校給食費について、自己負担が必要となる「第1子半額分」の負担を減免します。

◇令和7年度分は小・中学校共に、4～12月分まで納入済のため返還し、1～3月分は納入不要とします。

◇令和8年度分は、小学校が国の支援施策で完全無償化の予定のため、中学校の負担を不要とします。 【問：学校給食センター 62-1667】

その5【小中学校修学旅行支援事業】

令和7年度及び8年度において、保護者負担となっている小中学校の修学旅行経費の内、交通費（バス借上費用等）を支援します。

◇令和7年度は羽幌町が既に独自財源で支援したため、その費用を充当します。

◇令和8年度は当該費用を交付金で賄います。

【問：学校管理課 68-7010】

その6【漁業・林業・農業者支援事業】

漁業、林業、農業（畑作・畜産専業に限る）の業種毎に算定基準を設け、事業規模に応じた負担軽減支援を行います。

【問：農林水産課 68-7008】

その7【バス・タクシー事業者支援事業】

町内のバス事業者及びタクシー事業者（福祉限定を含む）に対して、事業規模や車両台数に応じた負担軽減支援を行います。

【問：町民課 68-7003】

その8【介護・障がい福祉事業所支援事業】

町内の介護保険施設及び障がい福祉事業所に対して、利用者数等により積算した負担軽減支援を行います。【問：介護は健康支援課 62-6020】

【問：障がいは福祉課 68-7004】

それぞれの事業の実施にあたり、申請や手続きが必要な場合は役場の担当課からご案内を申し上げます。手続等が不要な事業については、準備が整い次第実施します。
ご不明な点がありましたら、各事業ごとに記載の担当課までお問合せください。